

中泊町農業委員会会議録

平成28年8月18日

中泊町農業委員会

平成28年度中泊町農業委員会 8月定例総会議事録

1. 開催日時 平成28年8月18日(木) 午前9時30分～午前10時30分

2. 開催場所 中泊町役場別館研修所

3. 出席委員(13人)

会 長	15番	松坂龍美		
会長職務代理者	14番	松田耕司		
委 員	2番	神良一		
	4番	外崎満幸	5番	葛西徳男
	6番	長利弘貴	7番	大川新造
	8番	葛西誠	9番	大川賢一
	10番	長利弘明	11番	澤田健吾
	12番	野上喜代次	13番	木村巧

4. 欠席委員(1人)

委 員	3番	鈴木誠一		
委 員				

5. 議事日程

第1 会期の決定について

第2 議事録署名委員の指名

第3 【報告】

報告第10号 農地等の利用状況報告について

報告第11号 農地移動適正化あっせん委員会の結果について

第4 【議案】

議案第14号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第15号 中泊町農用地利用集積計画の決定について

議案第16号 中泊町農地パトロール(利用状況調査)実施要領(案)の決定について

報告・協議事項

(1) 業務予定

(2) その他

6. 農業委員会事務局職員

局 長 三上晋一

次 長 前田和夫

総括主幹 開米るみ子

主 幹 今雄大

7. 会議の概要

事務局	ただいまから、平成28年度中泊町農業委員会8月定例総会を開会いたします。
事務局	本日、出席委員は14名中13名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、中泊町農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は松坂会長にお願いいたします。 はじめに、松坂会長よりご挨拶をお願いします。
会長	本日は、定例総会にご出席いただきまして、ありがとうございます。
議長	これより議事に入ります。まず、日程第1の会期の決定について、お諮りいたします。 会期は本日一日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 【異議なしの声あり】 ご異議なしと認め、会期は本日一日限りと決定いたします。 次に、日程第2の議事録署名委員、および、会議書記の指名を行います。中泊町農業委員会会議規則第16条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 【異議なしの声あり】 それでは、議事録署名委員は、10番長利弘明委員、11番澤田委員にお願いいたします。 なお、本日の会議の書記には事務局職員の開米総括主幹、今主幹を指名いたします。 以上で日程第2を終わります。 それでは、日程第3の報告10号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。 ◎報告第10号 事務局 3ページをお開き下さい。報告第10号「農地等の利用状況報告について」農地法第3条第1項の許可を受けた農地（採草放牧地）について、次のとおり報告する。 平成28年8月18日提出 中泊町農業委員会会長。 平成28年7月27日付けで、別紙記載の一般法人より当委員会会長宛に農地等の利用状況報告書の提出がありました。本件については、許可の条件として周辺農地との農業上の利用に悪影響を与えないこと、地域の農業における他の農業者との役割分担の状況など適正に行われていること、などが許可の条件となっております。 このたび提出のあった報告書の内容及び現地の状況等を調査確認したところ、本報告書に記載のとおり近隣農業者とのトラブルもなく、かつ適正に耕作されていることを確認しましたのでご報告いたします。
議長	ありがとうございました。ただいまの報告第10号について報告がありましたが、何かご意見等ございませんか。 (意見なし)

議長 無いようですので、報告第11号について、事務局より報告の朗読と説明をお願いします。

◎報告第11号

事務局 6ページをお開き下さい。報告第11号「農地移動あっせん委員会の結果について」農地移動あっせん委員会（平成28年7月実施分）の結果について、別紙のとおり報告する。平成28年8月18日提出 中泊町農業委員会会長。

次のページをお開き下さい。7月分の農地移動あっせんの申し出は1件ございました。内容については申出一覧表をご覧いただきたいと思います。以上で報告を終わります。

議長 ありがとうございます。ただいまの報告第11号について、何かご質問等ございましたか。

（質問無し）

議長 無いようですので次に議案の審議にはいります。

◎議案第14号

議長 それでは、議案第14号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 9ページをお開き下さい。議案第14号「農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について」農地法施行令第1条の規定により下記のとおり許可申請の提出があったので審議を求めます。平成28年8月18日提出 中泊町農業委員会会長。

議長 議案第14号について、受付番号24番から26番に関する農地法処理基準第3の8に基づき、現地調査した委員から報告をお願いします。

澤田委員 11番 澤田です。
それでは報告いたします。
去る8月4日、私と10番長利弘明委員、事務局職員とで現地調査を行いました。
本議案の農地法第3条申請は、所有権移転が3件でございます。いずれも調査した結果、耕作目的の申請であり農地法第3条第2項各号には該当しない権利取得と認められます。
以上ご報告いたします。

議長 ありがとうございます。それでは事務局より本案の詳細について説明をお願いします。

事務局

今月の農地法第3条の許可申請は、受付番号24番から26番の3件ございました。内訳は売買が3件です。

受付番号24番は、薄市字玉清水地内の1筆の畑661平方メートルの売買です。譲受人は、譲渡し人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。譲受人の保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

受付番号25番は、今泉字藤の森地内の2筆の田1,892平方メートルの売買です。譲受人は、譲渡し人同様に米の栽培をするとのことでした。譲受人の保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

受付番号26番は、富野字千歳地内の1筆の畑173平方メートルの売買です。譲受人は、譲渡し人同様にそ菜の栽培をするとのことでした。譲受人の保有する機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、問題ないと思われま

受付番号24番から26番については、別紙の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えま

議長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長

ないようですので、お諮りいたします。議案第14号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議がないようですので、議案第14号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第15号

議長

続きまして、議案15号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」を、議題いたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局

12ページをお開き下さい。議案第15号「中泊町農用地利用集積計画の決定について」農業経営基盤強化法第18条第1項の規定により中泊町長から別紙のとり依頼があったので決定を求める。平成28年8月18日提出 中泊町農業委員会会長

次のページをお開き下さい。それではご説明いたします。平成28年8月15日付中農政第146号で、中泊町長より当農業委員会会長あてに農用地利用集積計画の決定について意見を求められておりますので、その内容について順次ご説明いたします。

15ページをお開き下さい。申請内容は、所有権移転が4件です。内訳は公益社団法人あおり農林業支援センターから認定農業者への売渡が3件と、公益社団法人あおり農林業支援センターの買入が1件となっています。

受付番号16番は、あおり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、八幡字日向の農地1筆、地目は田、面積は8,465㎡です。売買価格は338.6万円です。対価の支払い期限は平成28年9月1日を予定しております。

受付番号17番は、あおり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、田茂木字若宮の農地1筆、地目は田、面積は4,623㎡です。売買価格は92.4万円です。対価の支払い期限は平成28年9月1日を予定しております。

受付番号18番は、あおり農林業支援センターから認定農業者への売渡です。関係農地は、田茂木字若宮の農地9筆、地目は田、面積は8,071㎡です。売買価格は200万円です。対価の支払い期限は平成28年9月1日を予定しております。

受付番号19番は、あおり農林業支援センターの買入です。関係農地は、小泊字山口と小泊字成滝の農地7筆、地目は田と畑、面積は20,847㎡です。売買価格は500万円です。対価の支払い期限は平成28年8月30日を予定しております。

所有権移転につきましては以上です。

26ページ～28ページをお開き下さい。今月の利用権設定は新規の設定が1件で、面積が4,239平方メートルです。

受付番号47番は新規の設定で、設定する農地は田茂木地内の1筆の「田」4,239平方メートルです。期間は10年間で、土地改良費は借主負担。賃借料は10アール当たり米3俵分の価格、毎年11月末日までに本人へ支払うとのことです。賃借人は認定農業者で、機械、労働力等からみて問題ないものと思われます。

以上の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長 質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第15号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議がないようですので、議案第15号は原案のとおり決定いたします。

◎議案第16号

議長 続きまして、議案第16号「中泊町農地パトロール（利用状況調査）実施要領の決定について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 29ページをお開き下さい。議案第16号「中泊町農地パトロール（利用状況調査）実施要領の決定について」
平成28年8月18日提出 中泊町農業委員会会長

事務局 次のペーをお開き下さい。議案第16号中泊町農地パトロール（利用状況調査）実施要領の決定についてご説明いたします。

平成21年12月施行の改正農地法により、利用状況調査は法令業務となり、農業委員会は毎年1回、その区域内にある全ての農地の利用状況についての調査を行うことが義務付けられております。また、平成26年度の改正農地法により、これまでの利用状況調査に加えて、遊休農地に係る利用状況調査が新たな業務として追加され、平成28年4月に改正農業委員会法が施行され、農地利用の最適化（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進）が農業委員会で必須業務となったことを踏まえ、中泊町農地パトロール（利用状況調査）実施要領を上程いたしました。大事なところだけ抜粋して読み上げてまいります。

事務局 （趣旨）

第1条 農業委員会は農地の公的管理主体として、食料の生産基盤である優良農地の確保と有効利用の促進を図っていくことが求められている。

このため、農地パトロールを実施し、①遊休農地の実態把握と再発防止・解消、②農地の違反転用発生防止対策等について重点的に取り組む。

なお、農地パトロールによる農地の利用状況の確認については、農地法第30条の利用状況調査として行うこととする（以下、利用状況調査と併せて実施する農地パトロールを「農地パトロール（利用状況調査）」という）。

（農地パトロール月間）

第2条 毎年7月～10月までを農地パトロール月間として設定する。

（実施の対象及び内容）

第3条 農地パトロール（利用状況調査）は全ての農地を対象に、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業委員会事務局、農業委員会協力員や地域農業に精通した者、農業団体の協力を得て実施する。また、本調査は、荒廃農地調査も兼ねていることから、市町村職員や農業団体等とも協力して実施する。

なお、実施にあたっては、次の事項を主体的に行う。

（1）遊休農地および遊休農地のおそれのある農地の把握（荒廃農地調査を含む）

（2）農地法の許可（届出）案件の履行状況の確認

（3）農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の履行状況の確認

（4）農地の違反転用の早期発見

（5）相続税又は贈与税の納税猶予制度の適用を受けている農地（以下、納税猶予適用農地という）の利用状況の確認

（6）仮登記農地の利用状況の確認

（7）営農型発電施設（太陽光パネル等）の設置に係る農地についての適切な営農状況の確認

（8）農業者年金制度にかかる特定処分対象農地の利用状況の確認

以下については、省略いたします。

以上です。

議長 ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

何かご質問等ございませんか。

(質疑、意見なし)

議長

質疑もないようですので、お諮りいたします。議案第16号について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

異議がないようですので、議案第16号は原案のとおり決定いたします。

議長

議事については、以上で終了いたしました。次に報告・協議事項について事務局より説明してください。

事務局

それでは、報告・協議事項について、ご説明申し上げます。

1) 業務予定

2) その他

(資料にもとづいて、内容説明)

議長

以上で、本日の議案の審議ならびに報告・協議事項はすべて終了いたしました。

その他の件について、委員から何かご意見ありませんか。

それでは、以上をもちまして、平成28年度中泊町農業委員会8月定例総会を閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

上記、顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成28年8月18日

農業委員長

署名委員

署名委員